

様式第2号(第6条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成22年度 第1回 さいたま市特別職報酬等審議会
2 会議の開催日時	平成22年10月12日(火) 15時30分から16時17分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 別館2階 第4委員会室
4 出席者名	利根会長、秋吉委員、伊藤委員、島村委員、林委員、洞澤委員
5 議題及び公開又は非公開の別	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴者の数	報道関係者 2社
8 審議した内容	別紙議事録のとおり
9 問い合わせ先	総務局 人事部 給与課 電話番号 048-829-1862
10 その他	審議会運営要綱による



平成22年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成22年10月12日(火) 15時30分～16時17分
- 2 場 所 さいたま市役所 別館2階 第4委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員 利根 忠博 委員(会長) 洞澤 賢一 委員
秋吉 祐子 委員 秋月 信二 委員(欠席)
伊藤 巖 委員 川嶋 かほる 委員(欠席)
島村 功作 委員 川本 宜彦 委員(欠席)
林 千鶴子 委員 福田 博之 委員(欠席)
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 給与課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 報道関係者 2社
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
議題3 その他
- 6 議事の経過
 - (1) 事務局等職員の紹介
 - (2) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (3) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
 - 議題3 その他
 - (4) 閉会
- 7 審議内容
 - (1) 審議会の公開及び報道関係者2社の傍聴許可
 - (2) 審議事項
 - 議題1 審議会資料説明について
事務局から配布資料の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会〈第1回資料〉」
- ・ 配布資料は、昭和43年10月17日付け旧自治省行政局長通知の例示に基づき作成。

委員の質問及び事務局の回答

(特になし)

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

意見聴取

行政を取り巻く厳しい環境等の社会経済情勢、あるいは一般職職員の給与の引下げの状況等を踏まえ、市長の給料の額等が適切なものかどうか、委員の意見を聴取。

委員の意見

- ・ さいたま市は、市長の給料の額等がすべて政令指定都市の平均額をやや下回る水準であり、とりわけ突出している状況ではないので、妥当な額である。
- ・ 現在の市長の給料の額等は、他の政令指定都市との均衡を図った上で決定したものであり、まだしばらくはこの額でいいのではないか。
- ・ 物価や景気の動向、あるいは一般職職員の給料の引下げの状況を考えれば、同程度引下げること考えるべきである。
- ・ 特別職の報酬という意味からすれば、あまり微小な単位で頻繁に改定するのは、疑問がある。
- ・ 月例給については、従来から一般職職員の改定率を累積し、ある程度の基準に達した段階で引下げを行ってきた経緯があるため、今回は据置きとしてよいのではないか。
- ・ 市長の給料の額等については、その業務内容も加味して考えるべきである。
- ・ 業務内容を外部から評価するのは難しいので、責務で捉えるのも一つの考え方である。
- ・ 「公平性」を基準に考えるべきである。民間の経済情勢との均衡を「公平性」だとするのであれば、業務内容や責務とは切り離して考えるべきである。

議題3 その他

意見聴取

会長から、月例給だけでなく特別給(ボーナス)についても検討すべきとの提案があったため、委員の意見を聴取。

委員の意見

- ・ 特別給については、一般職職員と同程度引き下げるべきである。
- ・ 一般職職員は月例給もボーナスも引下げであるのに、特別職職員が両方とも据置きとするのは、疑問である。

(3) 意見集約

当審議会として、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、改定の方向性を市長に報告する。

① 会長による各委員の意見集約

- ・ 本市の市長の給料の額等は、他の政令指定都市との均衡を考慮すると、おおむね妥当な額である。
- ・ 本年の本市人事委員会勧告において、一般職職員は、月例給△0.28%、特別給△0.2月分の改定であった。
- ・ 平成19年度に市長の給料の額等を改定した際には、それまでの一般職職員の改定率を累積し、その数字にならって改定した経緯がある。
- ・ 一般職職員の給料と同程度の引下げをすべきとの意見もあるが、これまでの経緯を勘案すれば、現段階では引下げをするまでには至っていない。
- ・ 特別給については、現下の経済情勢を考慮すると、特別職職員もそれにならうべきである。

以上のことから、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等については、「月例給は据置き、特別給は引下げ」とし、報告書を作成する。

② 委員の意見・質問

特になし

(4) 閉会

平成22年10月13日

会長 利根忠博